水道事業における官民連携について

資料　4

官民連携とは、民間のノウハウや特長を活かした最適な公共サービスを実現すること

高い

公共の関与

低い

連携手法	内容
個別委託	民間事業者のノウハウ等を活用が効果的な業務について民間委託 →**多くの水道事業体で導入済み** ［委託対象］　・定型的業務（メーターの検針や窓口業務　等） ・民間の専門的知識や技能を必要とする業務 （設計、水質検査や設備の保守点検業務　等） 広範な業務を対象とした委託（包括委託）を含む
設計施工 一括発注	施設の設計・建設を包括的に民間事業者に委託
	民間に水道法上の責任が発生
第3者委託	浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術上業務について、 水道法上の責任を含め委託 （官民出資会社への委託を含む　例：水みらい広島）
PFI	・公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等業務全体を一体的に行うものを対象 ・民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施 水道事業では「サービス購入型」 PFIの事業形態は以下の3つに分類される ［サービス購入型］公共が民間事業者に一定のサービス対価を支払う ［ジョイントベンチャー型］民間が公的支援制度を活用するなどして一部施設を整備 ［独立採算型］民間が施設利用者からの料金収入のみで資金回収が行われる
公設民営化 （コンセッション方式）	公共団体が水道資産を所有したまま、地方公共団体と民間事業者の契約により、民間事業者が水道事業を運営する H30水道法改正により制度化 ・実施には厚生労働大臣等の許可が必要 →許可基準に適合しているか審査
民営化	民間事業者が水道事業を経営

民間の関与

高い

県水の状況

県内実施有り

運転委託の実施

管路更新で検討中

県内実施無し

国内実施無し